

神戸太郎 様

財産診断書

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

Property Report

近江清秀公認会計士税理士事務所

総括

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

固定性資産

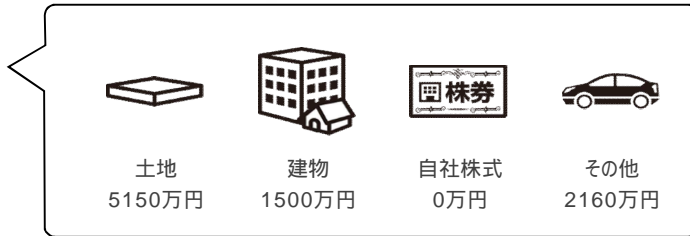
8810万円

+

流動性資産

3億5300万円

||



資産総額 4億4110万円

債務 500万円
葬式費用 0万円

財産総額 4億3610万円

相続税の納付税額 4811万円

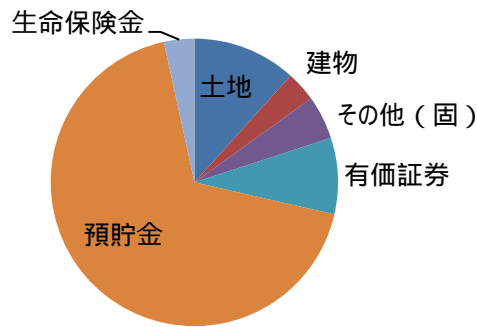
(相続税額 8517万円)

「財産分割案 & 相続税概算」で計算した概算の税額です。
「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方に変化します。

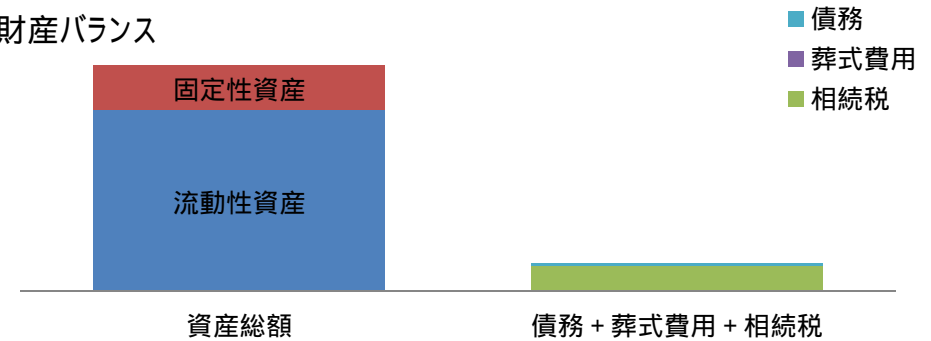
資産総額 4億4110万円

税引後の財産 3億8799万円

資産総額の構成



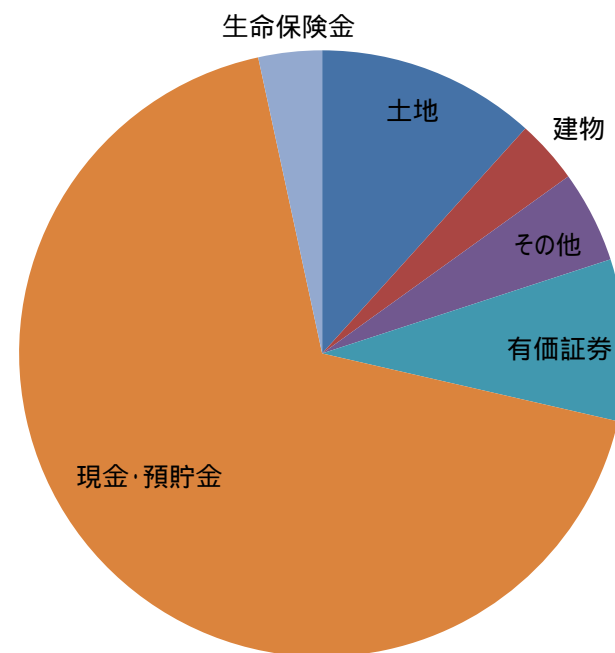
財産バランス



資産構成

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

種別	金額	割合
土地	5150万円	12%
建物	1500万円	3%
自社株	0万円	0%
その他	2160万円	5%
固定性資産	8810万円	20%
有価証券	3800万円	9%
現金・預貯金	3億0000万円	68%
生命保険金	1500万円	3%
退職手当金	0万円	0%
その他	0万円	0%
流動性資産	3億5300万円	80%
資産総額	4億4110万円	100%



相続税の概算

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

固定性資産	8810万円
流動性資産	3億5300万円
債務・葬式費用	-500万円
財産総額	4億3610万円

相続税額の計算のための加算・減算

小規模宅地等の減額	-4120万円
非課税金額	-1500万円
生前贈与加算額	0万円
基礎控除額	-4800万円

相続税額	8517万円
贈与税額控除・配偶者の税額軽減など	-3706万円
相続税の納付税額	4811万円

小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- ・特定居住用宅地等 減額割合：80% 限度面積：330m²
- ・特定事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400m²
- ・特定同族会社事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400m²
- ・貸付事業用宅地等 減額割合：50% 限度面積：200m²

非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- ・生命保険金 500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金 500万円×法定相続人の数

生前贈与加算額

- ・生前贈与加算額 = 3年以内の贈与財産 + 相続時精算課税制度適用財産
- ・3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。
支払った贈与税は税額から控除されます。

基礎控除額

- ・3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

「財産分割案&相続税概算」で計算した概算の税額です。

「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方で変化します。

総括（一覧）

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

氏名	計	神戸花子様	神戸長男様	神戸次男様							
続柄	-	配偶者	子	子							
法定相続分	-	1/2	1/4	1/4							
+ 固定性資産	8810万円	6650万円	2160万円	0万円							
土地	5150万円	5150万円	0万円	0万円							
建物	1500万円	1500万円	0万円	0万円							
自社株式	0万円	0万円	0万円	0万円							
その他	2160万円	0万円	2160万円	0万円							
+ 流動性資産	3億5300万円	1億4500万円	1億9300万円	1500万円							
有価証券	3800万円	0万円	3800万円	0万円							
預貯金	3億0000万円	1億4000万円	1億5000万円	1000万円							
生命保険金	1500万円	500万円	500万円	500万円							
退職手当金	0万円	0万円	0万円	0万円							
その他	0万円	0万円	0万円	0万円							
資産総額	4億4110万円	2億1150万円	2億1460万円	1500万円							
- 債務	500万円	0万円	500万円	0万円							
- 葬式費用	0万円	0万円	0万円	0万円							
財産総額	4億3610万円	2億1150万円	2億0960万円	1500万円							
- 相続税の納付税額	4811万円	0万円	4587万円	224万円							
（相続税額）	8517万円	3706万円	4587万円	224万円							
税引後の財産	3億8799万円	2億1150万円	1億6373万円	1276万円							

留意事項

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

この「財産診断書」は、ご提示の資料のみにて試算しております。
その他の資産あるいは負債が存在する場合、試算額は変動いたします。
また、相続財産については概算で評価しております。

この「財産診断書」は、平成27年1月1日現在の税法等に基づくものであり、
今後改正があった場合には試算結果が変動することがあります。

この「財産診断書」の内容は、当事務所の承諾なくして他に開示できません。

ご不明点等がございましたら以下までご連絡ください。

近江清秀公認会計士税理士事務所

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6神戸国際会館17階

TEL：078-959-8522

FAX：078-959-8533

担当：近江清秀

財産分割案 & 相続税概算

単位：円

平成25年 / 長男有利
基準日：令和1年05月18日
作成日：令和1年06月07日

種類	明細			相続税評価額	神戸花子 様	神戸長男 様	神戸次男 様
土地	【所在場所】	【利用状況】	【面積】				
	1 神戸市中央区		250.00㎡	51,500,000	51,500,000		
	小規模宅地等の減額			-41,200,000	-41,200,000		
	小計（土地評価額）			51,500,000	51,500,000	0	0
	小計（小規模宅地等の減額）			-41,200,000	-41,200,000	0	0
	差引			10,300,000	10,300,000	0	0
建物	【所在場所】	【利用状況】					
	1 自宅			15,000,000	15,000,000		
	小計			15,000,000	15,000,000	0	0
有価証券	【金融機関】	【銘柄】	【単価】	【数量】			
	1 野村證券梅田支店	トヨタ自動車			38,000,000		38,000,000
	小計			38,000,000	0	38,000,000	0
自社株式	【銘柄】	【単価】	【数量】				
	1						
	小計						
預貯金	【金融機関】	【種類】	【口座番号】	【名義】			
	1 三井住友				300,000,000	140,000,000	150,000,000
	小計			300,000,000	140,000,000	150,000,000	10,000,000
生保-自分-	【保険会社】	【保険種類】	【証券番号】	【受取人】			
	1			神戸花子	5,000,000	5,000,000	
	2			神戸長男	5,000,000		5,000,000
	3			神戸次男	5,000,000		5,000,000
	小計			15,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	非課税金額			-15,000,000	-5,000,000	-5,000,000	-5,000,000
	差引			0	0	0	0
生保-他-	【保険会社】	【保険種類】	【証券番号】	【被保険者】			
	1				18,000,000		18,000,000
	小計			18,000,000	0	18,000,000	0
退職金	【支給者】	【受取人】					
	1						
	小計						
	非課税金額						
	差引						
その他	【種類】	【名称等】					
	1			3,600,000		3,600,000	
	小計			3,600,000	0	3,600,000	0
代償分割				0			
取得財産の価額（=[の合計]）				384,900,000	165,300,000	209,600,000	10,000,000
債務・葬式	【種類】	【債権者名】					
	1			5,000,000		5,000,000	
債務・葬式費用の合計				5,000,000	0	5,000,000	0
生前贈与	相続時精算課税制度			0	0	0	0
贈与	暦年課税分			0	0	0	0
生前贈与加算額				0	0	0	0
課税価格（=[取得財産の価額] - [債務・葬式費用の合計] + [生前贈与加算額]）				379,900,000	165,300,000	204,600,000	10,000,000
基礎控除額				-48,000,000	-	-	-
相続税の総額（実効税率：22.42%）				85,165,000	37,056,525	45,866,700	2,241,775
2割加算				0	0	0	0
税額控除	暦年課税分の贈与税額控除			0	0	0	0
	配偶者の税額軽減			37,056,525	37,056,525		
	未成年者控除			0			
	障害者控除			0			
	相次相続控除			0			
	外国税額控除			0			
	小計			37,056,525	37,056,525	0	0
相続時精算課税分の贈与税額控除			0	0	0	0	
納付すべき相続税額（=[相続税の総額] + [2割加算] - [税額控除] - [相続時精算]）				48,108,400	0	45,866,700	2,241,700

参考

法定相続分	-	1/2（50.0%）	1/4（25.0%）	1/4（25.0%）
財産総額（= 資産総額 - 債務・葬式費用）	436,100,000	211,500,000	209,600,000	15,000,000
	100%	48.5%	48.1%	3.4%
調整				
調整後（= 財産総額 + 調整）	436,100,000	211,500,000	209,600,000	15,000,000
	100%	48.5%	48.1%	3.4%
税引後（= 調整後 - 納付すべき相続税額）	387,991,600	211,500,000	163,733,300	12,758,300
	100%	54.5%	42.2%	3.3%